

令和4年7月1日

静岡県内の建設事業

代表者 殿

静岡労働局労働基準部監督課長

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長

### 建設業の働き方改革に関する説明会の開催について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進し、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止を図っていくためには、各事業場において、労働時間に関する法制度等について十分に御理解いただいた上で、適正な労務管理を行っていただく必要があると考えます。

また、建設事業については、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されていることから、適用猶予期間中における長時間労働の削減等に向けた自主的な取組が重要となります。

つきましては、平成31年4月より施行されている改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた建設事業の事業場を対象とする説明会を下記のとおり開催いたしますので、御多忙の折、誠に恐れ入りますが、貴事業場の労務等管理責任者の方の御出席をいただきますよう、お願い申し上げます。

本説明会への参加の連絡につきましては、別紙の「参加申込書」により、令和4年9月9日（金）までに静岡労働局労働基準部監督課あてにファックスにより直接申し込みしていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

また、説明会につきましては、下記1（東部会場）（中部会場）（西部会場）の日時で参加が困難等やむを得ない場合、今後開催する説明会（時期・場所等について現時点で未定です）に参加していただくことも差し支えございませんが、その際は御案内する説明会に参加していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 東部会場：令和4年10月12日（水）14:00～16:00（予定）  
中部会場：令和4年10月14日（金）14:00～16:00（予定）  
西部会場：令和4年10月17日（月）14:00～16:00（予定）
  
- 2 場 所  
東部会場（定員40人）：静岡県東部総合庁舎別棟2階会議室 / 沼津市高島本町1-3  
中部会場（定員33人）：静岡県藤枝総合庁舎別館2階第1会議室A・B / 藤枝市瀬戸新屋362-1  
西部会場（定員35人）：静岡県中遠総合庁舎西館404・405会議室 / 磐田市見付3599-4
  
- 3 内 容 上記～の3会場ともご説明する内容は同じです。
  - （1）改正労働基準法等の内容（時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等）について
  - （2）変形労働時間制、時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間に関する法制度全般について
  - （3）建設業の働き方改革について
  - （4）そのほか（質疑応答等）
  
- 4 そのほか
  - （1）新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（マスクの着用、アルコールによる手指消毒等）に御協力をお願いします。各会場の定員は、収容定員の半分程度以内としています。
  - （2）御来場に際しましては、公共交通機関の御利用をお願いいたします。

<お問い合わせ先>

静岡労働局労働基準部監督課  
担当 大石  
電話：054-254-6352

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課  
担当 伊藤  
電話：054-221-3057

【別紙】

9月9日（金）までにご提出ください。（添書不要）

静岡労働局労働基準部監督課あて

F A X : 054-221-7038

事業場名

担当者氏名

所属・役職

電話番号

## 建設事業の労務等管理責任者向け 働き方改革に関する説明会 参加申込書

参加される方について以下の内容のご記入をお願いします。

密の状態を避けるため、原則として各社1名での参加をお願いします。

**参加される方は、参加当日、本申込書を持参していただき、受付にご提示ください。**

希望会場（○を記入）	所属部署	職名	お名前
東部 ・ 中部 ・ 西部 (10/12) (10/14) (10/17)			

今回いただいた企業、個人に関する情報は、本説明会の開催に関する目的以外には使用いたしません。



建設現場も働き方改革@静岡